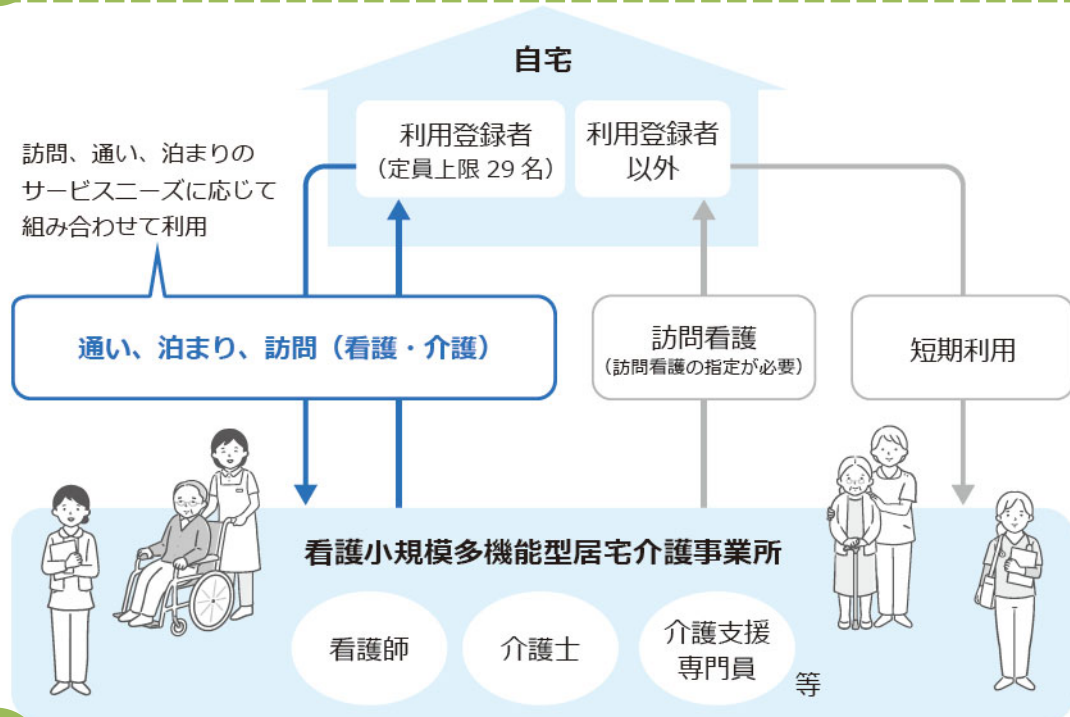


看護小規模多機能型居宅介護（看多機）とは

Q どんなサービス？



「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ合わせた複合型サービスです。

「通い」、「泊まり」、「訪問 (看護・介護)」を一体的にサービス提供します。

利用者のニーズに応じて、**医療行為を含めた多様なサービス**を利用者に提供することができる点が特徴です。

Q どんな方が支援の対象？

在宅生活を継続したいと考えている**医療ニーズの高い中重度の要介護者の支援**を行っています。

支援対象（イメージ）

- 喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な方の在宅療養
- 退院直後の高齢者等の在宅生活への円滑な移行
- 看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続
- 家族に対するレスパイトケア、相談対応による負担軽減 / 等

Q どのような使い方ができるの？

看多機は、通いの場でも医療機器を利用している方、褥瘡等のある方、認知症の方、終末期の方といった、**より医療依存度の高い利用者**の受入が可能です。

また、利用者の状態が変化した場合や急な体調変化に**柔軟に対応**できます。

医療ニーズが必要な利用者の支援例

軽い肺炎を患い、抗生剤を服用し、自宅療養中。

家族が家を空ける用事ができたため、
看護師の支援で抗生剤の服用を続けながら
泊まりサービスを利用した。

通いサービスを利用する日であったが、
体調不良で通いの利用が難しくなった。

急遽、訪問看護サービスに切り替え、
自宅で経過観察することになった。

看護小規模多機能型居宅介護
（複合型サービス）について

■ 厚生労働省 ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091038.html>

※本リーフレットは、自治体職員向けの内容ですが、必要に応じ、看多機事業者や医療機関の退院支援部門の方も参考にしてください



看護小規模多機能型居宅介護 と広域利用（区域外利用）について

Q 広域利用（区域外利用）が検討できるケースって？

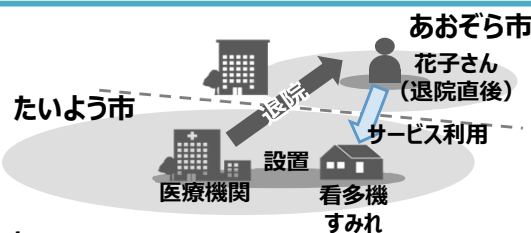
地域密着型サービスの一つである看多機は、事業所が所在する市町村の住民（被保険者）のみが利用できるのが原則です。

しかし、以下のような場合等、広域利用（区域外利用）のニーズが認められます。事業所所在地へのサービスの提供量と利用者のニーズを踏まえつつ、区域外利用を認めるか、検討してみましょう。

1 利用者の住む市町村に看多機がない
または他市町村の看多機のほうが近い

3 これまで利用していた
訪問看護ステーションの運営する看多機
を利用したい

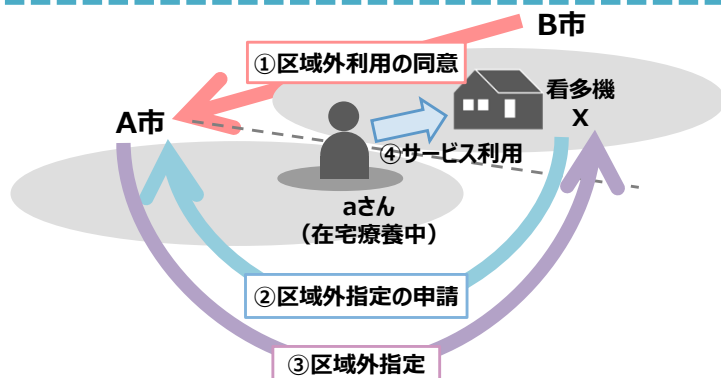
2 近隣医療機関に入院後、在宅移行する際に、
医療機関と円滑に連携できる看多機を利用したい



Q 広域利用(区域外利用) のための手続き

利用希望者と利用契約を締結する前に、指定地域密着型サービス事業所の利用について事業所所在地市町村長の同意（B市長の同意）を得る必要があります。

また、事業所（X）は、サービスの利用を希望する被保険者のいる他市町村（A市）からも、地域密着型サービスの事業所として指定を受ける必要があります



なお、区域外指定等の申請を行った後、サービスの利用が実際にできるようになるまで、数か月程度かかることもあるため、手続きの簡略化を検討したり、事前同意の協議を進めておいたりすることも有用です

Q 区域外指定の事前同意の協議はどう進めればよい？

区域外指定の事前同意：検討のフロー

協議の場を設置する

- 市町村同士で自主的に開始（例：ニーズが高い）
- 都道府県が市町村に対し協議の働きかけ

協議で定める事項を検討する

- 区域外利用の条件（定員充足率等）の設定
- 区域外利用の状況の確認方法（実績報告等）
- 区域外指定申請の簡略化の検討

協定等を締結する

- 協定等の締結による、協議事項の明確化
→ 一度締結した協定の変更手続きも確認

区域外指定の事前同意について周知を図る

- 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター
- 介護サービス事業所
- 医療機関
- 地域住民 等
に広く周知し、利用を促す

看護小規模多機能型居宅介護の
広域利用の手引き

*令和5年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金
により作成しました

■ 掲載URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213668.pdf>

※本リーフレットは、自治体職員向けの内容ですが、必要に応じ、看多機事業者や医療機関の退院支援部門の方も参考にしてください

